



坂井市告示第 86 号

坂井市地域計画を策定するので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第6項の規定により公告し、当該地域計画案を次により縦覧に供する。

なお、該当する利害関係人は、令和7年3月28日までに市に対して当該地域計画案について意見書を提出することができる。

令和7年3月14日

坂井市長 池田 禎孝



1 坂井市地域計画案の縦覧期間

自 令和7年3月14日

至 令和7年3月28日

2 案の縦覧場所

坂井市役所 産業政策部 農業振興課

坂井市坂井町下新庄第1号1番地

3 意見書の提出先等

(1) 提出先

坂井市役所 産業政策部 農業振興課

坂井市坂井町下新庄第1号1番地

(2) 提出方法

郵送、持参、ファクシミリ、Eメールによる提出とする。

(3) 提出期限

令和7年3月28日 17時15分

ただし、郵送の場合は必着のもの、ファクシミリ及びEメールの場合は当日中に送受信されたものまでとする

(4) 提出に当たっての注意事項

① 坂井市地域計画案に対する意見以外は提出できない。

② 意見書には個人の場合にあっては、住所、氏名、連絡先を、法人にあっては、法人名、代表者名、事業所の所在地を記載すること。

(5) 意見書の処理方法

意見書に対する個別の回答は行わず、地域計画を公告する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。